

いきいき経営改革サポート制度

～商工会等連携経営改革支援制度～

京都府では、府内中小企業の経営安定・発展のために、商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンターと連携して、継続的に経営指導を受けていただける制度を実施していますので、御利用ください。

対象となる方	<p>◆商工会・商工会議所又は地域ビジネスサポートセンターの経営指導を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者の方</p> <p>○融資申込前の経営指導（事前指導）と融資実行後の経営指導（3年間、6ヶ月ごとの事後指導）を受けていただく必要があります。</p> <p>○上記の経営指導を受けている方が京都府・京都市中小企業融資制度（下記「保証料率引下げ対象の融資及び引下率」欄に記載されている融資に限る。）を利用する場合、保証料率が引き下げられます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[留意事項]</p> <p>※1 経営指導を受けている方であっても、融資の申込みにあたり、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。</p> <p>※2 融資実行後の経営指導を受けない場合、以後、原則として、本制度による保証料率の引下げは受けられません。</p> </div>
経営指導の 申込機関	◆各商工会、商工会議所又は地域ビジネスサポートセンター
保証料率引下げ 対象の融資 及び引下率	<p>◆対象の融資</p> <p>○一般振興融資、小規模企業おうえん融資、経営支援緊急融資、あんしん借換融資</p> <p>◆引下率</p> <p>○小規模企業おうえん融資（ベース枠）：0.2又は*0.3%の引下げ</p> <p>○その他の融資制度：0.1又は*0.2%の引下げ</p> <p>※保証協会の中小企業会計割引を併用した場合の引下率です。</p>
手 順	<pre> graph TD A[中小企業者] -- ③融資申込 --> B[金融機関] B -- ⑥融資実行 --> A A -- ①経営指導申込 --> C[商工会等] C -- ②事前指導 / ⑦事後指導 --> A A -- ④保証依頼 --> D[保証協会] D -- ⑤保証承諾 --> B D -- ⑤保証料率引下げ --> A </pre>